

令和7年9月2日
世田谷保健所
感染症対策課

予防接種事業について

予防接種事業について、以下のとおり報告する。

1 子どもインフルエンザ予防接種費用助成の対象ワクチン追加について

(1) 主旨

区は、東京都の補助事業を活用し、子どもがインフルエンザの予防接種を受ける場合に要する費用の一部を助成している。インフルエンザワクチンには不活化ワクチンと、令和6年度から販売開始された経鼻弱毒生ワクチンの2種類がある。

東京都は、令和6年度は補助の対象外としていた経鼻弱毒生ワクチンについて、令和7年度より補助対象とすることを公表した。

これを受け、区は従来の不活化ワクチンに加え、経鼻弱毒生ワクチンを助成対象として、以下のとおり、子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業を実施する。

(2) 事業概要

① 実施期間 令和7年10月1日～令和8年1月31日

② 対象者 生後6カ月～15歳（中学生まで）

③ 助成回数及び助成額

	不活化ワクチン	【追加】経鼻弱毒生ワクチン
助成回数	生後6カ月～12歳 2回 13歳～15歳 1回	2歳～15歳 1回
助成額	2,000円/回	4,000円/回

④ 実施方法 区内指定医療機関での個別接種

⑤ 周知方法 区のおしらせ、区ホームページ、ポスター掲示等により周知する。

(3) 概算経費 208,806千円

※当初予算を充当

※特定財源 81,275千円

(内訳：都補助金80,844千円、国庫補助金431千円)

東京都補助金 区助成額と同額を補助

但し、不活化ワクチン 1,000円/回、

経鼻弱毒生ワクチン 2,000円/回を上限

【参考】不活化ワクチンと経鼻弱毒生ワクチンの比較

	不活化ワクチン	経鼻弱毒生ワクチン
対象年齢	生後6か月から	2歳から18歳まで
価 格	3,000円～4,000円程度	8,000円～10,000円程度
接種回数	6カ月～12歳：2回 13歳以上：1回	1回

2 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種費用の負担軽減について

(1) 主旨

今般、東京都は今冬における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、高齢者が罹患した場合の重症化を防止することを目的として、ワクチンの接種率向上を図るため、区市町村に対し接種時の実費負担を軽減する特別補助事業の実施を公表した。

これを受け区は、令和7年度高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の公費負担額を増額し、高齢者の自己負担額を軽減する。

(2) 都補助事業

東京都は区市町村に対し、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の自己負担額について、1人あたり1,000円（生活保護受給者等を除く）を補助する（10/10）。

(3) 事業概要

- ① 実施期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日
- ② 対象者 ア 65歳以上の者
イ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者
- ③ 接種費用 変更前：自己負担額3,500円
変更後：自己負担額2,500円
- ④ 実施方法 指定医療機関での個別接種
- ⑤ 周知方法 区のおしらせ、区ホームページ、ポスター掲示等により周知する。

(4) 概算経費 875,329千円

※当初予算を充当

※特定財源 120,912千円

(内訳：都補助金60,801千円、諸収入60,111千円)

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月15日 区のおしらせ掲載（子どもインフルエンザ予防接種）

10月1日 子どもインフルエンザ予防接種、
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業開始
区のおしらせ掲載（高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種）